



A Family's Guide to
Early Intervention Services in Washington State
(家族のためのWashington州早期介入サービスのガイド)

Individuals with Disabilities Education Act (障害者教育法、IDEA)



Washington State Department of
CHILDREN, YOUTH & FAMILIES



お子さんに発達の遅れがあると知ったとき、さまざまな感情が湧いてくるかもしれません。怖いと感じるかもしれないし、言われたことが信じられないかもしれないし、怒りを感じるかもしれません。これは珍しい感情ではないし、あなただけではありません。他の親も同じような経験や感情を持っています。同じような気持ちや悩みを抱えた親同士をつなぐ手助けをしてくれるプログラムが至る所にあります。本書の巻末に記載されている保護者サポートの電話番号に電話すれば、より詳しい情報や助けを得ることができます。

親愛なる親御さんへ、

この冊子をお持ちということは、お子さんの発達について気になっているか、あるいは発達の遅れがあると伝えられたのかもしれませんが。

私も娘の*Suzi*が発達の遅れの検査を受けたとき、どれほど圧倒され、混乱したかを今でも覚えています。サービスを受ける方法はおろか、プロが使う多くの言葉も理解できませんでした。

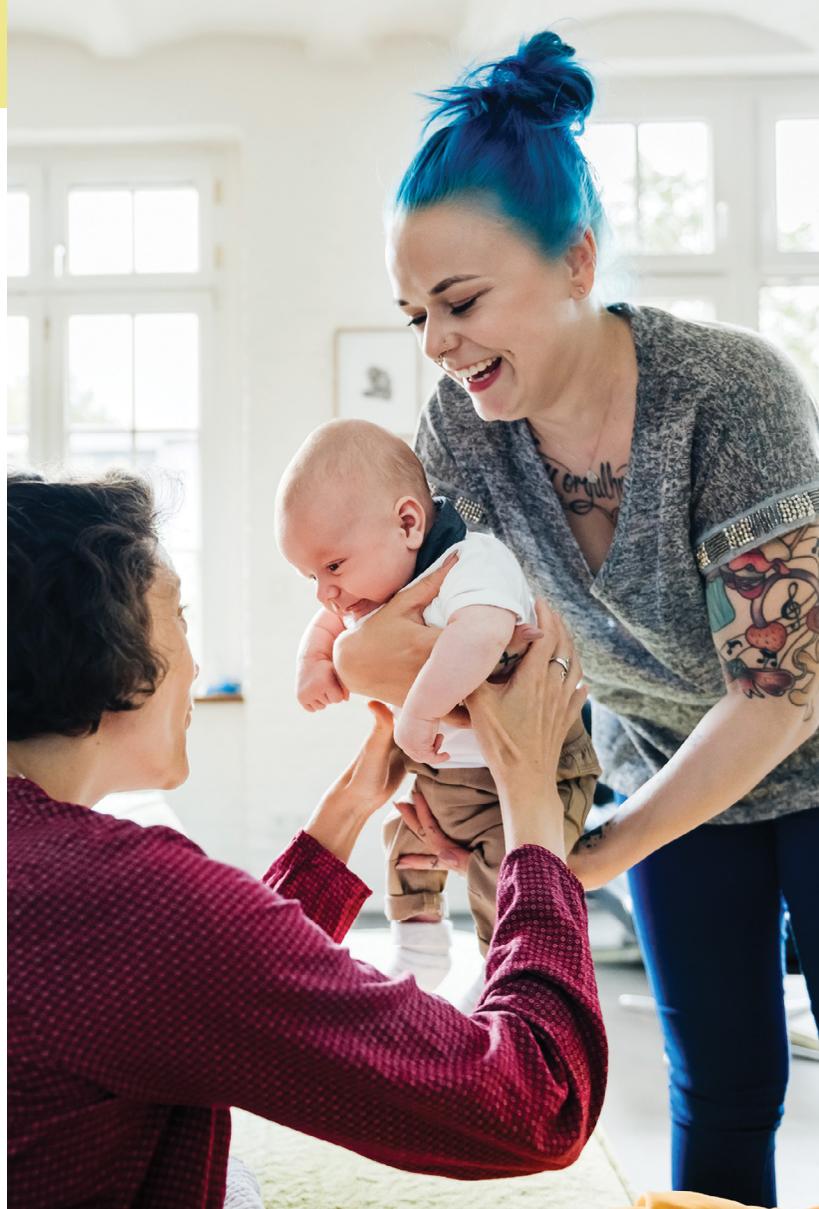
サービスを受け始めると、多くの親切な先生やセラピストを通して、彼女の発達は本当に良くなりました。彼女が今こうしているのは、幼少期に早期介入を受けたおかげだと感謝しています。また、他の親たちとつながり、情報を共有することは、私たち家族にとつて最も重要なことでした。

この冊子を、ご家族に必要なサービスやサポートのガイドとしてご活用いただければ幸いです。

Cassie、一人の母親より

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 2 |
| 早期介入について..... | 3 |
| 子供の発達について質問がある場合について..... | 4 |
| Washington州で早期介入の対象となる人について.... | 5 |
| 今後について..... | 6 |
| 3歳で起こること | 7 |
| Individuals with Disabilities Education Act (障害者教育法、 IDEA) に基づく権利について(手続き上の保護措置).... | 8 |
| 子供や家族のサービスに関する決定に同意 できない場合について | 10 |
| 詳細に関する問い合わせ先について | 11 |
| 参加方法について..... | 12 |
| それぞれの意味について(用語集) | 13 |
| 謝辞 | 14 |



はじめに

「息子が生後6ヶ月のとき、まだ首が座っていなかったんです。何か私が間違えているのかと思いました。主治医のところに来て行くと、早期介入プログラムを紹介してくれました。今、息子は本当に役立つサービスを受けています。彼は順調に進歩しているし、私も自分に何ができるかを学んでいます。自分の子供が他の子供たちほど速く物事を進めなかったのは、私が何か悪いことをしていたからではないとわかりました。
Heather、一人の母親より



このガイドの主な目的は、あなたとあなたの家族にWashington州Department of Children Youth & Families (子ども青少年家庭局、DCYF) 及びEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援、ESIT) プログラムの概要を提供することです。ESITプログラムへの参加は、ご家族の自由です。お子さんがESITプログラムに適合と判断された場合、早期介入サービスをお子さんご家族に提供し、お子さんの発達の遅れに対処します。

このガイドでは、保護者としての権利の一部を含め、州全体のESITプログラムに関する一般的かつ重要な情報を提供します。あなたやあなたの家族が利用できる手続き上の保護措置／保護者の権利の完全でより詳細な説明は、『Individuals with Disabilities Education Act (障害者教育法、IDEA) パートC手続き上の保護措置 (保護者の権利)』と呼ばれる別の文書で提供されています。このガイドを読みながら、family resources coordinator (家族資源コーディネーター、FRC) やESITプログラムの担当者が、プログラムに関する質問にお答えします。

本書を通じて、早期介入に共通する多くの用語が使用されています。これらの用語についてご不明点や定義が必要な場合は、この冊子の13ページを開いて用語集をご覧ください。

Washington州Early Support for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援、ESIT)

親であるあなた方は、子供の人生において最も重要な存在です。子どもは最初の3年間で急速に成長し、変化します。お子さんのことを考え、お子さんがどのように成長しているかを考えてください。子どものことはあなたが一番よく知っています。子どもがいつ、どのように微笑むか、座るのか、歩くのか、話すのか、コップを持つのか、などに注目しましょう。あなたが見ているのは、お子さんがさまざまな発達段階を経て成長していく様子です。子どもの発達に遅れがある場合、州全体でサービスが受けられます。Washington州Early Support for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援、ESIT) プログラムは、家族がこうしたサービスを受けられるよう、州全体でコーディネートしています。

早期介入について

早期介入サービスは発達支援サービスであり、公共の監督の下で自然な環境で提供されます。これらのプログラムは、対象となる乳幼児の発達上のニーズを満たすように設計されており、保護者が子どもの発達と学習を手助けできるように設計されています。

早期介入(子どもが生まれてから最初の数年間)は、あなたを助けることで大きな違いを生むことができます:

- ▶ お子さんに必要なサービスを探す
- ▶ 子どもの発達を理解する
- ▶ お子様のご学習と発達をサポートし、家庭や地域の活動にうまく参加できるようにする

早期介入の目的について

早期介入の目的は、日常的な学習の機会を通じて発達の遅れや障害を持つ子どもの発達を促進するための調整、支援、資源、サービスを提供することによって、家族の力を強化することです。

家族が子どもの世話をし、家族や地域の活動に参加できるようにするために、家族は以下のことを実施します:

- ▶ 自分たちの権利を知る
- ▶ 子供のニーズを効果的に伝える
- ▶ 子どもの成長と学習を助ける

子どもたちがさまざまな環境や状況で積極的かつ成功した参加者となるために、子どもたちは以下のような改善を示します:

- ▶ 肯定的な社会的情緒的スキルと社会的関係
- ▶ 言語とコミュニケーションを含む知識と技能の習得と使用
- ▶ 彼らのニーズを満たすために適切な行動をとる



Individuals with Disabilities Education Act (障害者教育法、IDEA) について

1986年、米国議会は、現在Individuals with Disabilities Education Act (障害者教育法、IDEA) として知られる法律を改正し、障害のある幼児とその家族に対する早期介入サービスの州全体のシステムを開発し、実施することを各州に奨励するプログラムを創設しました。この法律は、障害のある乳幼児を持つ家族にサービスを提供する際に各州が従うべき基準を定めたものです。各州は毎年、IDEAが定義する早期介入サービスを提供し続けられるかどうかを決定します。Washington州Department of Children Youth & Families (子ども青少年家庭局、DCYF) のEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児早期支援、ESIT) プログラムは、早期介入サービスの全州的なシステムの調整を指揮しています。

早期介入サービスは、対象となる子供一人一人の発達上のニーズと、子供の発達を高めることに関連する家族のニーズを満たすように設計されています。

もし手話通訳が必要な場合、必ず通訳者が提供されます。もしあなたが英語を話さない場合は通訳者が提供されますが、これは明らかに実現不可能な場合を除きます。

子供の発達について質問がある場合について

お住まいの地域のfamily resources coordinator (家族資源コーディネーター、FRC) にお電話ください。FRCは各郡や地域にいます。その役割は、ご家族がお子さんに必要な早期介入サービスを受けられるように支援することです。地域の主任FRCの名前を調べるには、ファミリーヘルスホットライン(1-800-322-2588)までお電話ください。地元の保健所や学校区へお電話いただくことも可能です。

あなたの心配事について、医療提供者に相談してください。スクリーニングを行ったり、他のリソースを提案することもできます。かかりつけの医師がおらず、詳しい情報や助けが必要な場合は、上記のファミリーヘルスホットラインの番号にお電話ください。早期介入サービスを受けるのに医師の紹介は必要ありません。親として自己紹介することも可能です。

スクリーニングについて

スクリーニングは、お子さんがどのように学習し、成長しているかを簡単に調べるものです。スクリーニングは、子どもの発育状態を判断する訓練を受けた人たちによって行われます。お子さんの発達が気になる場合、FRCはお子さんの評価を受ける方法について情報を共有することができます。



評価について

評価では、お子さんの発達について詳しく調べることができます。評価は、あなたとお子さん、そして早期介入の専門家と共に行われます。

評価は以下の発展分野に注目します：

- ▶ 認知—お子さんの学習能力と学習方法
- ▶ 身体能力—動く、見る、聞く能力
- ▶ コミュニケーション—言語を理解し、ニーズを表現する能力
- ▶ 社会的または感情的—他人と関わる能力
- ▶ 適応能力—自分で服を着る、食事をする、そして自己管理をする能力

評価は、お子さんが早期介入サービスを受ける資格があるかどうかを確認する方法です。これらの評価は、あなたの書面による許可がある場合に限り無料で行われます。

評価計画のアドバイス：

- ▶ family resources coordinator (家族資源コーディネーター、FRC) に助けを求める。
- ▶ お子さんの成長について、ご質問やご心配なことがあれば何でもご質問ください
- ▶ 医療記録、ベビーブック、成長表、その他の報告書など重要と思われる情報はすべて共有してください
- ▶ 自分や家族にとって都合のいい時間帯や場所を決めてください
- ▶ 必要であれば他の家族、友人、支援者を招待してください
- ▶ 通訳やその他の援助が必要な場合は、FRCに申し出てください

評価後、あなたとチームの他のメンバーは、お子さんの様子について話し、懸念事項を確認します。遅れが見られる場合、早期介入サービスを受ける資格があるかもしれません。これらのサービスを受けるか受けないかは、あなたに選択権があります。

Washington州で早期介入の対象となる人について

対象となるには、1つ以上の発達分野において25%の遅れがあるか、または年齢より1.5標準偏差低いことが必要です。また、ダウン症など、発達の遅れを引き起こすことが知られている身体的または精神的な疾患がある場合も対象となります。

アセスメントとは何か？

アセスメントとは多くの典型的な日常生活や活動におけるお子さんの行動や発達を理解するために、ご本人やお子さんを知る他の人からの情報、早期介入プロバイダーが使用する手順を集めたものです。アセスメントではお子さんが新しいスキルをどのように学んでいくのか、他の人とどのように関わっていくのか、何が好きなのか、何に不満や困難を感じているのかを調べます。アセスメント情報は、あなたとあなたのチームがあなたが取り組みたい成果（変化）と、その成果を達成するのに役立つサービスやサポートを決定するのに役立ちます。

また、アセスメントには成果達成に向けたお子さんの進歩を判断し、受けているサービスや支援がお子さんの進歩に役立っていることを確認するための継続的な手続きも含まれます。



今後について

Individualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP)

資格があれば、お子さんはIDEAの早期介入サービスを受けることができます。family resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)や他のサービスプロバイダーとの面談があります。あなたの家族は、他の人たちと一緒にIndividualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP)と呼ばれる計画を書きます。FRCと協力してご家族の関心、興味、価値観を反映したプランにしましょう。

IFSPに同意すると、サービスに同意した時点でサービスが開始されます。

IFSPはお子さんご家族のニーズの変化に対応するための継続的なプロセスです。少なくとも半年ごとに見直され、1年ごとに書き直されます。



IFSPには以下が含まれます：

- ▶ **現在の機能レベル** - 子供が今何をしているか
- ▶ **家族声明** - ご家族の心配事、優先事項、資源についての声明。家族声明はIFSPの重要な一部ですが、ご家族が声明しないこともできます
- ▶ **成果** - お子さんやご家族に望む変化
- ▶ **必要な早期介入サービスについて** - それらがどれくらいの頻度で、どのくらいの時間行われるのか、どこで行われるのか、そして誰が費用を負担するのか(多くの異なる資金源が早期介入サービスを支援しています) 早期介入プログラムに参加している場合、提供されるどのようなサービス(家族資源調整を除く)も受けることも断ることもできます
- ▶ **自然環境** - 早期介入サービスが提供される自然環境についての記述IFSPにはサービスが自然環境で提供されない場合、その正当性を示す書面を含めなければなりません
- ▶ **タイムライン** - サービスの開始と終了の時期、そしてプランを見直す時期
- ▶ **IDEAでは資金提供されないその他の必要なサービス** - これらのサービスを見つける手助けをしてくれる人
- ▶ **family resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)** - あなたの計画に指名されている人物
- ▶ **3歳前の移行計画** - お子さんが3歳になった後のサービスを探して計画すること

必要に応じて、他の家族、友人、支援者を会議に招待することをご検討ください。重要だと思われるお子さんに関する情報は何でもお持ちください。

3歳で起こること

お子さんが3歳になる少なくとも6ヶ月から9ヶ月前にfamily resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC) が、次のサービス提供者またはお子さんを支援する機関への移動を計画するお手伝いをします。これによって、サービスを提供する場所や方法が変わる可能性があります。早期介入ではこの変化を「移行」と呼びます。IDEAは、この移行に関する計画書を要求しています。移行計画会議は、お子さんが3歳になる少なくとも90日前に行わなければなりません。移行計画では、お子さんが必要とする可能性のある特別支援教育や地域ベースのサービスを特定します。担当のFRCは、移行を計画するために次の機関やサービス提供者に連絡できるよう、許可書への署名を求めます。あなた、FRC、サービス提供者、地元の学区の間で会合が設定されます。

就学前特別教育サービスを受ける資格があるかどうかは、学区が判断します。検査結果についてあなたと話し合い、あなたの権利に関する情報を提供します。お子さんが適格であれば、Individualized Education Program (個別教育プログラム、IEP)を通じてサービスが提供されます。

FRCはあなたのお子さんが特別支援教育就学前サービスを受ける資格がない場合、他の可能性のあるサービスへの移行を計画するお手伝いをします。

移行会議のためのアドバイス:

- ▶ 提案されている変更について、できるだけ多くの情報を集めましょう
- ▶ 可能なプログラムのオプションや選択肢について尋ねましょう
- ▶ 新プログラムが家族にどのようなトレーニングやサポートを提供するのかを尋ねましょう
- ▶ 変更前の新しいプログラムを見学しましょう
- ▶ 資料を取り寄せ、新しいプログラムへの参加手続きを学びましょう
- ▶ 新しいプログラムにお子さんに関する情報をできるだけ多く提供しましょう



Individuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法、IDEA)に基づく権利について

(手続き上の保護措置)

ほとんどの法律には市民の権利が含まれており、IDEAも同様です。family resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC) は、あなたの権利について説明した「Individuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法、IDEA)におけるパートC手続き上の保護措置(保護者の権利)」をお渡しします。

IDEAに基づくあなたの権利の例には、以下の権利が含まれます:

- ▶ 子供の最終的な意思決定者になります。
- ▶ また、以下を含むサービスにアクセスできるようになります:
 - 懸念事項の早期発見/チャイルドファインド
 - 適時の多職種による評価とアセスメント
 - お子様の資格決定
 - 家族資源コーディネーター/手配

あなたのお子さんに資格がある場合、あなたには以下の権利があります:

- ▶ Individualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP)
- ▶ お子さんが3歳の誕生日を迎えるまで、FRCによる継続的な家族資源の調整
- ▶ family resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)へのヘルプ
- ▶ 子どもの発達に関連した早期介入サービス
- ▶ IFSPのプロセスを通じて決定された、お子さんとご家族が受けるサービスを受け入れるかどうか
- ▶ IFSPチームから勧められるいくつかのサービスを辞退し、他のサービス (FRCサービスを除く) を受ける
- ▶ お子さんの早期介入サービスやサービス提供の変更に関するすべての会議への参加
- ▶ 家族にとって都合の良い時間と場所でのミーティング
- ▶ 通知やIFSP文書を母国語または家庭で使われているコミュニケーション方法で受け取る





ご家族に関する情報は秘密厳守です。あなたは以下の権利を保有しています：

- ▶ 以下を含む個人情報および個人を特定できる情報の機密性を有しています：
 - お子様、ご本人、その他のご家族のお名前
 - お子様の住所
 - お子様を合理的な確度で特定できるような個人的特徴やその他の情報
- ▶ 守秘義務がどのように保護されるかについて、現地の方針と手続きの要請
- ▶ 情報または記録の交換または共有について、インフォームドコンセントで行われる書面

親や家族の権利に加え、以下の場合子供には代理親を立てる権利があります：

- ▶ 親が特定できない場合
- ▶ 合理的な努力をしても親の所在を突き止めることができないとサービス提供者/公的機関が認めた場合
- ▶ 子供が国の被後見人である場合

また、お子さんの早期介入記録に関する保護措置もあります。これらには、以下の権利が含まれます：

- ▶ 記録を見直して記録の訂正を要求する
- ▶ 記録のコピーを受け取る
- ▶ プログラムにおいて収集、維持、または使用される記録の種類と場所、プログラム内の誰がそれらの記録にアクセスできるか、そしていつそれらの記録を見ることができるかについて知らされていること
- ▶ 誰が記録を見たか、または記録のコピーについての情報を要求する
- ▶ 不正確または誤解を招くと思われる、あるいはお子さんやご家族のプライバシーや権利を侵害していると思われる記録の情報を異議を申し立てるお子さんの早期介入の記録には、特に以下のものが含まれます：
 - スクリーニングレポート
 - 評価レポート
 - アセスメント情報
 - 参加資格の決定
 - IFSPの一部であるすべての情報



子供や家族のサービスに関する決定に同意できない場合について

この問題については、担当のfamily resources coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)にご相談ください。それでもうまくいかなかったり不安な場合は、以下のオプションのいずれかまたはすべてを選択することができます：

- ▶ **調停** - 争いを解決するために、調停が無償で提供されます。調停は正式な行政審問に代わるものとして提供されます。調停は任意のプロセスです。
- ▶ **擁護サービス** - 情報を提供し、問題への対処方法を計画する手助けをするプログラムです。擁護団体のひとつにPAVEがあります(11ページ参照)。FRCはあなたの地域の擁護サービスに関する情報を提供することができます。
- ▶ **適正手続き聴聞(手続き)** - これは、行政聴聞官によって行われる正式な聴聞または手続きです。行政聴聞会の要請は、書面にて苦情を含めなければなりません。早期介入サービス提供者の責任者または地域の早期介入サービス請負業者宛に要請します。あなたのFRCより名前と住所を入手するか、esit@dcyf.wa.govにメールを送付し問い合わせることも可能です。

保護者、その他の個人または団体は誰でも、機関または早期介入サービス提供者が法律の要件に違反していると考えられる場合、行政不服を申し立てることができます。苦情は文書で署名し、苦情に関する事実を記載しなければなりません。

苦情の送付先：

Early Support for Infants and Toddlers Department of Children, Youth, and Families

PO Box 40970

Olympia, WA 98504-0970

苦情は審査され、60日以内に返答が書かれます。



詳細に関する問い合わせ先について

以下の組織や団体がより詳しい情報、支援、サポートを提供することができます：

Family Health Hotline (家族の健康ホットライン)

1-800-322-2588

www.withinreachwa.org

このホットラインはFamily Resources Coordinators (ファミリーリソースコーディネーター、FRCs)を含む、公的および民間の早期介入リソースに関する最新情報を維持しています。また予防接種、栄養、その他Washington州で利用可能な小児保健サービスに関する情報も掲載されています。

Washington州Department of Children Youth & Families (子ども青少年家庭局、DCYF)

Early Support for Infants and Toddlers (乳幼児の早期支援、ESIT) プログラム

メール：esit@dcyf.wa.gov

www.dcyf.wa.gov

IDEA、パートC早期介入サービスの全州システムを指揮しています。

Parent to Parent (親から親へ)

1-800-821-5927

www.arcwa.org

障害や発達の遅れのある幼児を持つ親に、精神的な支援や情報を提供する州全体の親のネットワーク。

Washington州Father's Network (父親ネットワーク)

425-747-4004内線218

<https://fathersnetwork.org>

特別な支援を必要とする子どもを持つすべての男性とその家族を擁護し、支援とリソースを提供します。

Washington PAVE

(Partnerships for Action, Voices for Empowerment、行動のためのパートナーシップ、エンパワメントのための声)

1-800-5PARENT

wapave.org

出生から成人までの障害のある子どもを持つ家族への支援を提供する、州全体の親の研修および情報センター。



参加方法について

お子さんのためのプログラムやサービスの計画、開発において、あなたには重要な役割があります。また、地域社会がどのようにサービスを提供するか計画にも参加することができます。

この計画立案は、郡レベルではCounty Interagency Coordinating Councils (郡機関間調整協議会、CICCs)を通じて行われます。各CICCには、保護者をメンバーとすることが義務付けられています。他のメンバー全員と一緒に、保護者はサービスがどのように行われるのがベストかを決める手助けをします。CICCの会合は一般公開されています。

また、State Interagency Coordinating Council (州政府機関間調整協議会、SICC)もあります。この協議会には、保護者の代表も参加しなければなりません。SICCの会合は一般公開されています。ミーティングの時間や場所についての詳細は家族資源コーディネーター、ESITにお問い合わせいただくか、ウェブサイト、www.dcyf.wa.govをご覧ください。

この冊子はWashington州乳幼児早期支援プログラムの概要です。IDEAの下で承認されたWashington州の計画の詳細またはCICCまたはSICCの詳細については、Washington州乳幼児早期支援プログラム、esit@dcyf.wa.govまでお問い合わせください。

www.dcyf.wa.gov



意味について(用語集)

行政聴聞

中立的な立場の人(ヒアリング・オフィサー)が、両親や家族、関係機関の証拠や主張に耳を傾け、誰が正しく、誰が何をしなければならぬかを決定する正式なプロセス。

アセスメント

子どもの早期介入経験を通じて、資格のある専門家が、その子ども固有のニーズ、家族の資源、優先事項、子どもの発達に関連する懸念事項、およびこれらのニーズを満たすために必要な早期介入サービスの性質と程度を特定するために使用する継続的な手順。

支援技術機器

お子様の能力(例えば、食事、コミュニケーション、移動など)を向上、維持、改善させるために使用されるアイテム、機器、製品システム。

支援技術サービス

障害のある児童が支援技術機器を選択、入手、または使用するのを直接支援するサービス。

チャイルドファインド

早期発見、スクリーニング、紹介、初期サービス調整を含む。

早期介入

出生から3歳までの子供の成長と発達の可能性を高めるために、資格を持つ子供や家族を支援するよう法律で設計された、公的および私的機関によって提供されるサービスの集合体。

評価

有資格の専門家が、乳幼児の発達状況をすべての発達領域(認知、社会・情緒、身体(視覚と聴覚を含む)、コミュニケーション、適応)において評価し、子どもの初回および継続的な適格性を判断するために使用する手続き。

家族中心のケア

親を意思決定者として尊重し、親と専門家のパートナーシップを築くことを促進する原則。

家族の声明

Individualized Family Service Plan(個別家族サービス計画、IFSP)に含まれる、家族の関心事、優先事項、およびリソースを示した家族主導の声明。

Individualized Family Service Plan(個別家族サービス計画、IFSP)

適格な子どもとその家族に対して、早期介入およびその他のサービスを提供するための書面による計画。これは以下の要素を含む:
(1) 家族と適切な専門家が共同で作成すること。
(2) 子どもと家族の多領域評価とアセスメントに基づくこと。
(3) 家族の希望があれば、リソース、優先事項、および関心事を示した家族主導の声明を含むこと。
(4) 子どもの発達を促進し、家族がその発達のニーズを満たす能力を高めるために必要なサービスを含むこと。

障害のある乳幼児

認知、身体、コミュニケーション、社会・情緒、または適応のいずれかの領域で、1.5標準偏差以上または少なくとも25%の発達遅延を示している、または発達遅延を引き起こす可能性が高いと診断された身体的または精神的な状態を持つ、生後0~3歳の早期介入サービスの対象となる子ども。

調停

訓練を受けた公平な第三者が、対立する当事者間の意見の相違を解決し、すべての側にとって満足のいく解決策を見つける手助けをする非公式なプロセス。

多領域

2つ以上の専門分野または職種が関与し、評価・アセスメント活動やIFSPの作成を含む、統合的かつ調整されたサービスを提供すること。

自然環境

障がいのない同年代の子どもにとって自然または通常的环境。これには家庭、近隣地域、または地域社会の環境が含まれる場合があります。

成果

早期介入サービスの結果として、子どもや家族において期待する変化を示す声明。これらの声明は、IFSPの一部である。

スクリーニング

お子さんの発達状況を確認し、さらなる評価が必要かどうかを判断するための簡単なチェックリストや調査。

代理親

地方または州の機関によって任命され、親または法的保護者の代わりに子どもの権利を守り、意思決定プロセスに関与する個人。

移行計画

お子さんが3歳になり早期介入サービスを終了する際に作成される計画。

謝辞

State Interagency Coordinating Council (州政府機関間調整評議会、SICC)の委員会であるファミリーガイドラインワークグループがこの冊子を作成しました。

その目的は、障害のある乳幼児の保護者がIndividuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法、IDEA)に基づく早期介入サービスを理解するのを助けることです。

このガイドの作成に何時間も費やしてくれた委員会のメンバーに感謝いたします：

Donna White、委員長

Department of Health, Maternal and Child Health (保健省母子保健局)

Catherine Davis

Us-Qwed-Eeth, Puyallup誕生から6歳までのプロジェクト

Heather Hebdon

Specialized Training of Military Parents (軍人の親の専門的トレーニング、STOMP) プロジェクト

Kathy Hormann

Child Development Center(児童発達センター)、Sumner

Cassie Johnston

Washington PAVE、保護者参加コーディネーター

Lynne Leeper

Washington PAVE、保護者トレーニングプロジェクト

Melanie Stafford

Us-Qwed-Eeth, Puyallup誕生から6歳までのプロジェクト

Kathy Blodgett、スタッフ

Department of Social and Health Services (社会保健サービス局)、旧Washington State Infant Toddler Early Intervention Program (州乳幼児早期介入プログラム)

Barbie Faubion、スタッフ

Department of Social and Health Services (社会保健サービス局)、旧Washington State Infant Toddler Early Intervention Program (州乳幼児早期介入プログラム)

アイデアを共有してくれた他の親御さんや専門家の皆さんに感謝いたします：

Rita Dickey, Linda Gil, Terri Larson, Kathy Lollar, Julie Martino, Kathie Moudy, Joni Strong, Diana Sandoval, Debbie Yanak.

Washington'sのガイド作成にあたり、参考モデルとなったメリーランド州およびペンシルベニア州の冊子に特別な謝意を表します。



DCYFは差別を行わず人種、肌の色、性別、宗教、信条、婚姻状況、国籍、性的指向、年齢、退役軍人の地位、または身体的、感覚的、精神的障がいの有無に関係なく、すべての人に対して平等にそのプログラムやサービスへのアクセスを提供します。

この出版物の無料コピーを別の形式または言語でご希望の場合は、DCYF コンステイテュエントリレーションズまでご連絡ください。電話：1-800-723-4831またはメール：communications@dcyf.wa.gov。

DCYF PUBLICATION FS_0002 | DEL 11-005 JA (07-2023) Japanese